

鳥取県告示第248号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	西伯郡南部町福成1013-21	同行援護	平成24年4月1日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	生活介護	〃
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	あいみの家	西伯郡南部町天萬537-1	共同生活介護、共同生活援助	〃
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	はばたき	米子市上後藤八丁目9-23	自立訓練（生活訓練）	〃
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	就労継続支援A型	〃
メルヘンフーズ株式会社	西伯郡伯耆町岸本951-82	ゆめ工房21	西伯郡伯耆町久古1042	〃	〃